

2/3

「会場」
横芝光町役場

税理士会による所得税確定申告書作成の相談会

千葉県税理士会では、所得税確定申告書作成の無料相談会を開催します。

とき 2月3日(月)

午前9時30分～正午

午後1時～4時

ところ 役場2階第1会議室

対象 **A**小規模納税者の所得税・消費税

B年金受給者・給与所得者の所得税

※土地・建物・株式等の譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は除きます。
その他 申告書の提出のみの方は、直接税務署へお持ちいただくか郵送してください。

注意 混雑の状況により、受付を早めに締め切らせていただく場合があります。

持ち物

①筆記用具

②電卓

③前年の確定申告書の控え

④印かん

⑤マイナンバーに係る本人確認書類
⑥勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収票の原本等

マイナンバーに係る本人確認書類の例

- ①マイナンバーカードをお持ちの方は
マイナンバーカードだけで本人確認ができます
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方は
番号確認書類(通知カードなど)
+
身元確認書類(運転免許証や公的医療保険者証など)

問 東金税務署

☎0475(52)3121

2/17
～
3/16

「会場」
文化会館

町職員による町・県民税、所得税の申告相談会

町では、町・県民税、所得税の申告相談を行います。

とき

2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、祝休日を除く

受付 午前8時～午後4時
相談 午前9時～正午
午後1時～4時

ところ 文化会館

その他 申告書の提出のみの方は、文化会館のほか税務課窓口でも提出できます。

持ち物 マイナンバーに係る本人確認書類(上記を参照)

▼町では受けられない申告相談▲

次の申告相談は町では受け付けできませんので、税務署へご相談ください。

- ①青色申告
- ②土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ③雑損控除
- ④消費税
- ⑤贈与税
- ⑥相続税

問 税務課住民税班 ☎(84)1212

給与や賃金を支払う方へ 源泉徴収票・給与支払報告書の提出を

令和元(平成31)年中に給与・賃金などを支払った事業所・事業主は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日(金)までに全ての受給者に交付し、一定金額以上のものは税務署に提出する必要があります。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、全てを受給者の住所地(令和2年1月1日現在)の市町村に提出することとなります。

なお、個人事業を営む方で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇った方も提出が必要ですので、忘れずに手続きしてください。

問 税務課住民税班 ☎(84)1212

法定調書の作成・提出はe-Taxで

自宅やオフィス、税理士事務所などから、インターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。利用開始の手続きやe-Taxソフトの操作方法など、e-Taxに関する最新情報をお知らせしています。

※令和元(平成31)年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限は、1月31日(金)です。

問 東金税務署

☎0475-52-3121